３）当該施工経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工経験である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
４）監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
⑺　１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。
⑻　競争参加資格確認申請書（以下、「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下、「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、東北地方整備局から、地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月31日付け港管第927号）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑼　会社更生法に基づき更生手続きの申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑶の再審査を受けた者を除く。）でないこと。
⑽　東北地方整備局（港湾空港関係）が発注した工事の受注実績がある場合は、工事成績評定点が以下に示すものであること。
１）港湾土木工事のうち、平成22・23年度に完成・引き渡しが完了した工事がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定点の平均点が65点以上であること。
２）平成23年度以降に完成・引き渡しが完了した低入札価格調査制度対象工事があった場合においては、当該工事の工事成績評定点が70点未満でないこと。
⑾　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者すべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）
⑿　工程計画が適正であること。（入札説明書参照）
⒀　技術提案が適正であること。（入札説明書参照）
⒁　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　総合評価に関する事項
⑴　本工事の総合評価は、次の技術提案等を受け付け、１）～３）と価格を総合的に評価して落札者を決定する。
１）技術提案
ア）ＰＣ箱桁橋工におけるコンクリートの品質確保に関する施工方策。
イ）ＰＣ片持箱桁橋工の施工における安全方策。
２）配置予定技術者の能力（ヒアリング）
３）施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）
⑵　技術提案における最低限の要求要件　上記⑴１）について、発注者案と同等以上の対策等が示されていること。
⑶　技術提案にあたっては、入札説明書の別冊図面及び別冊仕様書等に示された内容について、それと異なる施工方法等で施工を行う場合、又は標準案に基づき施工を行う場合、あるいは技術提案が適正と認められない場合に標準案に基づいて施工する意志がある場合には、入札説明書に従い、その内容を示した技術提案書を提出すること。
⑷　ヒアリングの実施
１）競争参加資格確認申請に係る資料のヒアリングは、必要に応じて実施する。なお、ヒアリングの日時・場所については、別途連絡する。
２）配置予定技術者について、ヒアリングを実施する。なお、詳細は入札説明書による。
３）開札後、予定価格の制限の範囲内の価格で申込みをした入札参加者に対して、必要に応じて施工体制の確認に係る追加資料の提出を求めヒアリングを行うことがある。
⑸　技術提案の採否については、競争参加資格確認の通知に併せて通知する。
⑹　総合評価の方法
１）入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合には標準点100点を与える。
２）提出された資料の内容に応じて、次のア）、イ）の項目毎に評価を行い加算点を与え、またウ）の評価を行い施工体制評価点を与える。なお、加算点の最高点数は40点とし、施工体制評価点の最高点数は30点とする。
ア）技術提案
イ）配置予定技術者の能力（ヒアリング）
ウ）施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）
加算点の算出方法は、ア）、イ）の評価項目の満点（合計点数）を加算点最高点数40点に相当するものとし、各企業の獲得点数により加算点（少数第二位切り捨て）を算出する。また、施工体制評価点はウ）の項目を評価して与える。なお、施工体制評価点の低い者に対しては、技術提案の加算点を減ずる場合がある。
３）入札価格及び技術提案等に係る総合評価は、入札者の申し込みに係る上記１）及び２）により得られた標準点と加算点及び施工体制評価点の合計を当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下、「評価値」という。）をもって行う。
⑺　入札の評価に関する基準　上記⑹２）の評価項目及び評価基準の詳細は入札説明書による。
⑻　落札者の決定方法
１）入札参加者は、価格及び技術提案等をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、上記⑹総合評価の方法によって得られた評価値の最も高い者を落札者とする。
ア）入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。
なお、予定価格は、設計図面及び設計図書に基づき算出し、総合評価管理費は含まない。
イ）評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値を下回らないこと。
２）上記において、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定する。
⑼　評価の担保
１）受注者が競争参加資格通知時に「履行義務有り」として通知された技術提案について、受注者の責により提案内容が履行できなかった場合、請負工事成績評定の減点を行う。（入札説明書参照）
なお、技術提案が履行できなかった場合は、請負工事成績評定の減点に加え、違約金の徴収を行う。（入札説明書参照）
２）受注者の責によらない場合とは、発注者の事情による設計条件の変更又はその他特別な事情がある場合等のことをいい、発注者と受注者の協議により決定する。

４　入札手続等
⑴　担当部局　〒980―0013 仙台市青葉区花京院１―１―20　東北地方整備局総務部経理調達課契約管理係　畠山　隆大　電話022―716―0013
⑵　入札説明書及び特記仕様書の配付期間、場所及び方法　入札説明書及び特記仕様書は、東北地方整備局ホームページ「入札情報サービス（ＰＡＳ）」（以下「ＨＰアドレス」という。）からダウンロードすることにより配付する。
①　ＨＰアドレス：http://www.pas.ysk.nilim.go.jp/
②　平成25年５月20日から平成25年８月22日まで入札説明書を入札情報サービスより配付する。
ただし、書面による配付を希望する場合は、あらかじめその旨を上記⑴の担当部局へ申し込みを行った上で、上記の期間に⑴の担当部局にて無償で配付する。
⑶　申請書及び資料の提出期間、場所及び方法　電子入札システムにより提出する場合は、平成25年５月20日から平成25年６月18日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時00分から18時00分までに行うこと。（最終日は16時00分までとする。）なお、申請書及び資料が３ＭＢを超える場合の提出方法等については、入札説明書による。また、発注者の承諾を得て持参する場合は、平成25年５月20日から平成25年６月18日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時00分から18時00分まで。（最終日は16時00分までとする。）上記⑴に同じ。
⑷　入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により持参又は郵送すること。
１）電子入札システムによる入札締め切りは、平成25年８月22日12時00分。